

令和3年4月募集 横浜市市営住宅等入居者選考審議会

令和3年2月18日(木)

午後2時から午後3時まで

神奈川中小企業センタービル 13階第2会議室

住 宅 部 長 定刻になりましたので、只今より、横浜市市営住宅等入居者選考審議会を開会いたします。本日、進行を務めさせていただきます、建築局住宅部長の漆原でございます。どうぞよろしくお祈りいたします。

会議の冒頭にあたりまして、2点ほどご確認させていただきます。

本日お配りしております資料につきまして、次第、名簿、席次表、諮問文、右上に資料1から資料3と書かれた配付資料の他、横浜市市営住宅等入居者選考審議会 別冊資料と書かれたフラットファイルがあるかどうか、ご確認ください。

フラットファイルには、市営住宅の概要、入居者募集の取組みの変遷について、条例、規則、審議会規則及び、まだ未定稿でございますけれども、募集のしおりと書かれた各資料を収めております。そちらも含め不足する資料がございましたら、挙手をお願いします。

この別冊資料につきましては、議事進行の折に、随時ご参照いただければと思います。また、会議終了後に事務局で回収させていただきますので、あらかじめご了承願います。

次に、本審議会において議論・発言された内容については、後日議事録を作成し、発言要旨と出席者名が記載された議事録をホームページに公開しますので、その旨ご周知させていただきます。

そのため、議事録作成の都合上、レコーダーで記録させていただいておりますことを、併せてご了承願います。

それでは、議事に入ります前に、建築局長の黒田より、ご挨拶申し上げます。

建 築 局 長 こんにちは。建築局長の黒田でございます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の審議会では、令和3年4月募集についてお諮りさせて

いただきます。

昨今は、新型コロナウイルス感染症が広がっておりまして、なかなか収束せず、不安な日々が続いておりますが、そんな中でこれまで以上に、市営住宅の有効活用が求められているものと考えているところでございます。

そこで、今回の募集においては、前回の10月募集から始めております「追加あっせん」の対象となる行政区単位募集の戸数を増やすといった工夫をさせていただいております。

また本日は、前回10月募集における追加あっせんの実施状況や市営住宅一時提供の状況についても、ご報告をさせていただく予定でございます。

委員の皆様には、さまざまな視点からの忌憚のないご意見を承りたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

住 宅 部 長

ここで、本日の会議の開会にあたり、定足数のご報告をいたします。

横浜市市営住宅等入居者選考審議会規則第4条第3項の規定によりまして、審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないとされています。

本日は、横浜市立大学の三輪委員がご欠席されるのご連絡をいただいておりますが、現時点で7名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告いたします。

ここからは、次第に沿って議事を進めてまいります。

次第1（2）新委員の紹介でございます。

令和3年1月29日に建築・都市整備・道路委員会の委員変更があり、新たに有村俊彦委員が就任されました。それに伴い、横浜市市営住宅等入居者選考審議会につきましても、有村委員をお願いすることとなりましたので、ご紹介させていただきます。

横浜市会 建築・都市整備・道路委員会委員の、有村委員でございます。

有 村 委 員

よろしく申し上げます。

住 宅 部 長

それでは、以降の議事進行につきましては、山本会長にお願いいたします。

山本会長、よろしく申し上げます。

会長 山本でございます。よろしく申し上げます。
それでは、次第 1（3）でございます、副会長の選出に移ります。
横浜市市営住宅等入居者選考審議会規則第3条第1項により副会長は2名置くこととされていますが、委員変更に伴い、現時点での副会長は望月副会長のみとなっています。
同規則第3条第2項により、副会長は、委員の互選により定めることとなっておりますが、ここで事務局からの提案を求めたいと思います。

住宅部長 事務局からは、有村委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

会長 副会長について、事務局より提案がありましたが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし。

会長 それでは、有村委員に、副会長にご就任いただきます。よろしくお願ひいたします。
次に、本日の傍聴の申し出について、事務局より報告を求めます。

市営住宅課長 はい。現時点では、傍聴の申し出はございません。
もし、今後、終了までの間に傍聴の申出がありました場合には、議事の進行に支障がないように、傍聴していただくよう事務局にて対応させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

会長 只今の事務局からの説明で、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 続きます、次第1（4） 諮問事項「令和3年4月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」事務局の説明を求めます。

市営住宅課長 建築局市営住宅課長の吉原でございます。
それでは、まず諮問事項につきまして、ご説明させていただきます。恐縮でございますが、着座にて説明させていただきます。
それでは、席次表の次のページとなります、7ページをお開きいただきまして、まず諮問文をご覧ください。
今回は、諮問事項は「令和3年4月横浜市営住宅入居者募集

の実施及び入居者選考基準について」の1件でございます。

今回募集いたします戸数は、(1)のとおり、634戸でございます。募集する住宅の内訳や、(2)以降の内容につきましては、恐縮でございますが、引き続き説明資料にて、ご説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、9ページの資料1-1「令和3年4月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」をご覧ください。

まず、今回の募集総戸数でございますが、繰り返しとなりますが、634戸とさせていただきます。

その抽出の考え方ですが、「1 募集する住宅及び戸数」の「(1) 募集における基本的な考え方」の囲みの中に記載させていただいたとおりでございます。

まずは、アの「募集戸数の算定」ですが、募集戸数につきましては、年間の退去戸数と同等程度を見込んで算出させていただきました。今年度の退居戸数につきましては、まだ確定しておりませんが、昨年度、令和元年度の退居戸数1,287戸を参考に、その約半数の戸数を、今回、募集させていただくことといたしました。参考資料として、このページの下段に、退去戸数推移の方を載せさせていただいておりますので、ご確認いただけたらと思っております。

続きまして、イの「多世代居住の促進」や、ウの「単身者向けの支援」につきましては、引き続き進めてまいります。前回の10月募集では、申込者総数における単身者の方の割合が約60%ございましたので、今回の4月募集におきましても、単身者の方が申し込める住戸につきまして、同程度を確保させていただきます。

さらには、災害被災者や犯罪被害者、新型コロナウイルス感染症の拡大により解雇等をされた方々の、一時利用のための、エの「市営住宅の目的外利用のための住居の確保等」につきましても、引き続き実施してまいります。

そして、オの「住戸の抽出」にございますとおり、こうした目的外利用のために確保いたしました住宅に加え、現在居住中のものや、前回募集して、これから入居いただく予定の住居などを除いた、空き住戸の中から、今回募集する住戸を抽出させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、次の 10 ページをご覧ください。ここからは、基本的な考え方に基づき、算定いたしました、募集区分ごとの募集戸数につきまして、ご説明させていただきます。

はじめに、(2)の「行政区単位募集を行う住宅及び戸数」についてでございます。今回の募集では、この区分の募集戸数を、前は 72 戸だったのでございますが、このページに記載しました 94 戸と 30 戸と 4 戸の合計 128 戸と、2 倍弱まで増やしております。その理由といたしましては、こちらの募集区分は、前の令和 2 年 10 月募集分から開始いたしました、「追加あせん」の対象となる区分であるからです。この、全市単位を含む、広い意味での行政区単位募集の募集戸数を増やすことで、より多くの方々を、入居につなげていければと考えました。

それでは、その内訳でございます。

まず、アの「行政区単位」でございますが、94 戸を募集いたします。こちらは、横浜市が直接建設しました住宅、「直接建設型住宅」でありまして、空住戸数が少なく、床面積が 60 m²未満の住宅となります。行政区ごとに、いずれかの住宅への入居を希望する募集方法となります。なお、一部の区につきましては、空き住戸の関係などから、住宅単位募集のみ実施させていただきます。

申込可能世帯につきましては、こちらの項目ごとに、一番下に記させていただきますが、こちらの区分につきましては、単身者の方も含めて、いずれの世帯の方もお申込みいただけます。

次に、イの「全市単位」でございます。30 戸を募集いたします。こちらは、直接建設型住宅でございますが、空部屋が比較的多く発生する大規模住宅を対象といたしまして、いずれかの住宅への入居を希望する募集方法となっております。こちらにも、いずれの世帯の方もお申込みいただけます。

続きまして、ウの「全市単位（事故住宅）」でございますが、こちらは 4 戸を募集します。こちらは直接建設型住宅であって、入居者が住宅内で死亡し、その発見が遅れた住宅であります事故住宅について、いずれかの住宅への入居を希望する募集方法となっております。こちらにも、いずれの世帯の方もお申込みいただけます。

それではページをおめくりいただきまして、次の 11 ページをご覧ください。ここからは、(3)の「住宅単位募集を行う住宅及び戸数」でございます。

まず、アの「一般世帯向」の募集区分でございますが、130戸を募集します。直接建設型及び、民間が建設した住宅を横浜市が市営住宅として借り上げました借上型住宅でございまして、床面積が 60 m²以上の住宅につきまして、世帯を対象に募集を行わせていただくものでございます。そのため、申込可能世帯は、一般世帯及び子育て世帯の方となりまして、単身者の方は申込みいただくことができません。

なお、募集する住宅の内訳につきましては、この後の 14、15 ページに付けさせていただきます資料 1－2 に、募集区分ごとに、募集する住宅名と、その各住宅における募集戸数について、表形式でまとめましたので、後程ご確認いただければと思います。

説明に戻りまして、次に、イの「一般世帯向 4 部屋以上」の募集区分でございます。2戸を募集します。直接建設型住宅でございまして、4 部屋以上の広めの住宅について、世帯を対象に募集を行う区分でございます。かつては多家族向住宅として 5 人以上の世帯を対象とした募集区分であったものを、平成 30 年 4 月募集より、人数制限を解除して募集しているものです。こちらにも、申込可能世帯は一般世帯及び子育て世帯の方となります。

続きまして、ウの「一般世帯向ですが、単身者の方も申込みが可能」な募集区分でございます。81戸を募集いたします。直接建設型住宅で、1戸当たりの床面積が原則 60 m²未満の住宅につきまして、いずれの世帯の方もお申込みいただける募集区分となっております。

次に、エの「子育て世帯専用」の募集区分ですが、30戸を募集します。原則、直接建設型住宅でありまして、駅徒歩圏内の比較的利便性の高い住宅を対象に、中学校卒業程度までのお子様がいらっしゃる、子育て世帯の方に限定して募集を行うものです。

一方、オは「子育て支援倍率優遇」を行う募集区分となりまして、68戸を募集します。直接建設型住宅で、近くには小・中学校及び幼稚園・保育園等がある一方で、住宅に占める高齢化

率は高い住宅を対象としまして、中学校卒業程度までのお子様がいる子育て世帯の方につきましては、20倍の倍率優遇を行う区分です。ただし、こちらは先ほどの「子育て世帯専用」の募集区分とは異なりまして、このページの一番下の申込可能世帯の欄にありますとおり、いずれの世帯の方もお申込みいただくことが可能となっています。

次の12ページをご覧ください。ここからは、カの「特定目的住宅」の募集区分となりまして、全部で190戸を募集いたします。内訳は、(ア)の「車いす用」住宅が3戸。(イ)の「高齢二人世帯向」住宅は、直接建設型住宅が12戸、借上型住宅が59戸で、あわせて71戸。(ウ)の「高齢単身者用」住宅は、直接建設型住宅が28戸、借上型住宅が84戸で、あわせて112戸。そして、(エ)の「単身者用住宅」が4戸となっています。

最後に、キの「事故住宅」についてでございますが、5戸を募集いたします。内訳は、(ア)の「一般世帯向」で単身者の方も申込みできる住宅が3戸。(イ)の「車いす用」で単身者の方は申込みできない住宅が1戸。そして、(ウ)の「高齢二人世帯向」住宅が1戸となっております。

それでは、13ページをご覧ください。2の「募集日程」ですが、例年どおりではございますけれども、(1)の「申込書配布期間」を4月12日の月曜日から23日の金曜日までの約2週間、そして、(2)の「受付期間」を4月14日の水曜日から23日までの約10日間とさせていただきます。また、(3)の「抽選会」につきましては、6月30日に、関内ホールにて行わせていただきます。今回も前回同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、無観客開催とし、インターネット配信をさせていただきます。

続いて、3の「入居者資格を判断する日」ですが、受付最終日の4月23日とさせていただきます、この日で在住・在勤要件や収入要件などを判断させていただきます。

次に、4の「空家入居候補者の有効期間」ですが、こちらも例年どおりではございますが、令和4年3月31日までの1年間とさせていただきます。

最後に、5の「募集の周知方法」です。これまでと同様ではございますが、広報よこはまや記者発表、ポスターの掲示、募集のしおりの配架、ホームページへの掲載などにより、広く周

知を図ってまいります。

諮問事項の説明は以上でございます。なお、参考資料となりますが、前回の令和2年10月募集の応募状況表を、資料1-3として、16、17ページにお付けしましたので、こちらにつきましても後程、ご確認いただければと思います。

それでは、諮問事項につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

会 長 はい。説明が終わりましたので、質疑にはいりません。「令和3年4月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」発言がありましたらお願いします。

はい、〇〇委員。

〇 〇 委 員 ご説明ありがとうございます。

9ページの募集する住宅及び戸数のところの、基本的な考え方はこれまでに示されているものと変わっていないのですが、改めて伺いたいと思います。

ウの単身者向けの支援と書いてありますけれども、ここで申込者総数における単身者の割合に応じての設定で、今回60%という説明がされたのですが、申込者総数はいつの申込者総数なのか、どのように算出されているのか教えてください。

会 長 はい、吉原市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 はい。こちらにつきましては、近年の単身割合を考慮して、設定させていただきました。具体的に申しますと、令和2年10月の募集の単身者の割合が59.6%、その前の令和2年4月が60.8%、令和元年10月が60.2%、平成31年4月が58.2%ということで、だいたい6割を前後している状況でございましたので、概ね6割程度を確保させていただいたところでございます。

会 長 はい、〇〇委員。

〇 〇 委 員 ありがとうございます。

年度ごとに前回の募集状況から変えていくというやり方ではなく、近年の状況で割合を設定したということによろしいですか。

市 営 住 宅 課 長 はい。左様でございます。

だいたい2、3年の傾向を見て、算出しています。

会 長 はい、〇〇委員。

○ ○ 委 員 分かりました。ということは、これから単身者の状況に変化があれば、柔軟性をもって変わっていくのだと思いますけれども、傾向として、少なくなるとか、多くなるとかということについては、どのように考えているのか教えてください。

市 営 住 宅 課 長 はい、傾向については、正直なんとも言えないところではありますが、長いスパンで見た場合には、やはり単身者の割合が増えて来ているのかなというところがございます。ですので、それに則した募集の工夫や改善などの変更を重ねており、別冊の入居者募集の取組みの変遷のところにまとめさせていただいております。

会 長 はい、〇〇委員。

○ ○ 委 員 ありがとうございます。

設定を60%にして、単身者の支援として応えていきたいということだと思うのですが、実際の今年の10月やその前も同じように60%でありましたけれども、希望にだいたい応えられている状況なのか、それとも、やはり場所とかが大きく影響して、単身者の方で入れなかったという形になるのか、当選しないといったらいいのですかね、その点についてはどうですか。

市 営 住 宅 課 長 はい。先生が今言われましたとおり、単身者に限った話ではなくてなくなってしまうかもしれませんが、先ほどご案内差し上げました10月募集の倍率などを後ほどご覧いただければと思いますけれども、やはり人気のある住宅と残念ながら人気のない住宅というのが結構どの回もはっきりしてしまっているところもありますので、住宅ごとに希望に添えたか添えないかというのは、倍率によってだいぶ変わってくるのかなと考えております。

会 長 はい、〇〇委員。

○ ○ 委 員 結果としては、そういう状態だということですが、しばらくは単身者向けの支援は、申込者総数における単身者の割合ということで、設定していこうという考えなのでしょうか。

市 営 住 宅 課 長 はい、当面は申込者総数における単身者の割合を考慮して、設定していきたいと考えております。

会 長 はい、〇〇委員。

○ ○ 委 員 はい、分かりました。ありがとうございました。

会 長 その他、ございますでしょうか。

はい、〇〇委員。

〇 〇 委 員 入居者募集の実施の中で、申込から入居までのことでお聞きします。

結果通知が来た当選者の方からご相談いただき、いろいろ私も気づいたことがございまして、前回の募集要項の4ページに、申込から入居までのスケジュールが書いてありますが、これを例でいうと、1月中旬に通知書が発送されて、その先については大まかに書いてあります。今回私のところにご相談いただいた方は、優先順位3番で、結局この入居者決定通知書が出るまで、自分が希望しているどこになるのか、しかも優先順位1番の方、2番の方の調整が終わってからでないで連絡が来ないので、その時期がいつになるのか全く分からなくて、途中で「予定を教えてください」という問合せをしたとしても、なかなかお答えができない状況だということでした。

そうすると、お仕事の関係の調整だとか、ご家族の介護のご都合だとか、今お住まいの家の契約の問題であるとか、さまざまなことが、動けなくて困っているということでした。

実際に、「いつ通知書が来るか分からない状況で、3～4週間前にいきなり決まりましたと言われても困るのです」というお声があつて、確かにそれはそうだなというふうに感じました。

今までそういったお声があつたのか、なかったのかということと、そういったご不安に対してのサポートはどのようにされてきたのか、そのあたりについて分かれば教えてください。

市 営 住 宅 課 長 はい、それではお答えいたします。

まず、斡旋通知が届くのが直前になるというような話があつたかどうかについてですけれども、確かにいくつかございました。年に1件とか2件とかその程度かもしれませんが、なかったということではございません。それに対しては、3～4週間前とは書いてありますけど、できるだけ可能な限り早く案内したいとは考えております。

ただ一方で、特に今、先生が言われましたような、優先順位が下の方の人になってしまうと、やはり上の方の意向を確認して順番にご案内ということになりますので、そこについては申し訳ございませんが、お待ちいただいています、というような説明をしております。

それに対する工夫ということでございますが、今回は追加あつせんの関係がありますから、また行政区単位募集を増やしておりますけど、以前に比べると、住宅単位募集の部分を増やしておりますので、入居する部屋の通知で、部屋はともかく住宅が分からないというのは、行政区単位募集や全市単位の区分になりますので、こちらの区分を以前と比べると減らして、住宅単位募集のところを増やすという工夫などもしてきております。

ただ、恐縮ではございますが、やはり案内につきましては、1か月前くらいになってしまいますし、なおかつ、引っ越しの輻輳を防ぐこともありまして、順番に毎月案内しておりますので、そのところをご理解くださいということで、お話しさせていただいております。以上でございます。

○ ○ 委 員 はい、お聞きした時も、そのようなご説明をいただいたのですけれども、実際その数が少ないから仕方ない、という話はないと私は思っていて、やはりそういったご不安をできるだけ解消して、誰もが安心して、入居にスムーズに移っていけるようにしていかなければいけないかなと思っています。

そういった観点で、今後の課題として、ご検討いただければありがたいなと思っているのと、やはりこういう応募をされる方の中には、その日の生活自体も金銭面でかなり苦勞されている方がいますので、できるだけ早く、入居したいということが実情だと思います。そういう方からすると、行政のやることから、といった印象を受けてしまうようです。なので、寄り添った形で、ご不安がないようにできるだけ早くということを引き続き考えていただければと思います。

市 営 住 宅 課 長 はい、まったく先生の言うとおりでございまして、できるだけ早くということは、我々も考えていきたいと思っております。

ただ一方で、先ほど収入要件などの話もしたかと思っておりますけど、やはり公営住宅につきましては、所得の低い方にお入りいただく住宅でございます。そのため、審査はしっかりしないと不公平感が生じることにもなりますので、当然そのあたりの手続をできるだけ早くして、全体的な入居を早めるということとは考えていきたいと思っております。

会 長 はい、その他ございますか。

はい、〇〇委員。

〇 〇 委 員 今の〇〇委員の質問に関連しての質問なのですが、このしおりの4ページを見ると、9月上旬ごろに入居者資格審査結果通知書発送というのは、皆さん一律的なわけですね。

その先の入居の3～4週間前のあっせん通知の発送というのがその方々によって時期が異なるということで、最も遅いとどのくらいになるのでしょうか。

市 営 住 宅 課 長 はい、最も遅いケースでございますと、ここに書かれたケースであれば、10月から翌年3月までの間の6か月間で段階的にご入居いただきますので、3月入居ですと、2月の末や3月の頭の通知が一番遅い形になります。

〇 〇 委 員 あと、今おっしゃっていたその優先順位で前の方が決まっからというお話ですけど、その方にも選ぶ期間というのは決まっているわけですね。要するに、ここまでは決めてくださいみたいな。

市 営 住 宅 課 長 はい。もちろんそこで時間がかかると、当然後ろの方が考える時間が無くなってしまいますので、やはり前の方も、期間は切らせていただいて、進めさせていただいております。

〇 〇 委 員 そうすると、例えば1人の方の検討期間が何日間になっていて、優先順位が3番であれば、少し早まることもあるかもしれませんが、少なくとも最大これくらいまでは待っていただくこととなりますよ、という期間をご案内できるのではないかなと思うのですが、何かそういうことはされているのでしょうか。

市 営 住 宅 課 長 実際は、このしおりにも書かせていただきましたが、お問合せ先である横浜市住宅供給公社の市営住宅課にお問合せをいただければ、概ねの目安というものはお伝えさせていただいております。

〇 〇 委 員 あともう1点お聞きしたいのですが、入居の3～4週間前に通知が来て、通常借りている所って、1か月前に解約の連絡を入れないといけないと思うのですが、そういうのは待っていただけるのでしょうか。そういう調整には応じていただけるのでしょうか。

市 営 住 宅 課 長 入居の時期の話になるかと思いますが、認められる理由があれば、一定期間お待ちするなどの対応をしております。

〇 〇 委 員 ありがとうございます。

会 長 はい、その他、よろしいですか。
はい、他に質問もないようですので、本諮問につきまして、
了承することにご異議はございませんか。

各 委 員 異議なし。

会 長 はい、ただ今の決定に基づき、市長に答申をする必要がありますが、案文の調整は会長に一任願いたいと思います。
ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

会 長 では、そのように取り扱わせていただきます。
なお、従前は、答申文に入居者選考審議会長印を押していま
したが、昨今の押印見直しの流れを踏まえ、当審議会の答申等
の文書における押印についても、今後廃止したいと思います。
ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

会 長 その他、なにかございますか。
ご質問等がありましたら、お願いいたします。
他に質問もないようですので、本諮問につきましては、以上
とさせていただきます。
続きまして、次第1 (5)「報告事項」について事務局の説明
を求めます。
はい、吉原市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 はい、それでは、報告事項の説明をさせていただきます。今
回は2件ございますが、恐れ入りますけれども、2件を連続し
て説明させていただきます。着座にて、説明させていただきます。
それでは、資料2「追加あっせんの実施状況について」をご
覧ください。18ページでございます。
まずは、1の「概要」でございますが、本市市営住宅の応募
倍率は、直近で約8.8倍という倍率でございますが、先ほども
ご説明させていただきましたが、住宅ごとで見た場合には、倍
率が1倍にも満たない「募集割れ」となる住宅も生じていると
ころでございます。
この募集割れ住戸を活用し、より困窮度が高いと考えられま
す、全市単位を含んだ、広い意味での行政区単位募集の応募者
を入居につなげていくための「追加あっせん」の実施につつま
して、前回、令和2年8月の入居者選考審議会にお諮りさせて

いただき、実施に向けた答申をいただきました。そして、令和2年10月募集分から実施するところでございます。

「追加あっせん」は、行政区単位募集に応募した補欠当選者を対象に、同じ募集回で「募集割れ」となった住戸を斡旋することにより行うものでございますが、令和2年10月募集につきましては、令和2年12月に抽選を行い、現在は当選者の資格審査を行っているところでございます。

そのため、今後、補欠当選者の有効期間である令和3年3月31日までに、当選者の辞退や失格等による繰上当選とならなかった補欠当選者の方を対象に、「追加あっせん」を実施していくところでございます。

続きまして、2の「令和2年10月募集 追加あっせん対象住戸」の表をご覧ください。

今回の追加あっせんの対象となる住戸は、左から2番目の項の左側「募集割れ戸数」の合計ということで、19戸と5戸と2戸と16戸の合計、42戸となりました。

内訳は表のとおりでございますが、左から募集区分、その区分における募集割れ戸数及び募集戸数の総数、そして、あっせん可能な世帯となり、○が募集区分に対して案内が可能な世帯で、×が案内できない世帯ということでございます。

次に、3の「令和2年10月募集 追加あっせん対象世帯（補欠当選者）」の表をご覧ください。

対象となる世帯は、全市単位で16世帯、そして、狭い意味での行政区単位で23世帯の、合計39世帯となりました。内訳は表のとおりでございます。

繰り返しになりますが、現在は令和2年10月募集当選者についての資格審査を行っているところですので、追加あっせんにつきましては、今回はここまでの、途中経過の報告とさせていただきます。最終的な結果につきましては、改めて次回の入居者選考審議会でご報告をさせていただきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いたします。

報告事項1点目の説明は、以上でございます。

続きまして、資料3-1「市営住宅の一時提供について」をご覧ください。19ページでございます。

前回は、「東日本大震災被災者に対する支援の状況」と、「コロナ禍により住居を失った方に対する市営住宅一時提供」につ

きましては、別個に報告させていただきましたが、ともに市営住宅の一時提供でございますことから、今回は両方をあわせた形で報告させていただきます。

それではまず、1の「東日本大震災被災者への支援について」ですが、福島県原発避難指示区域等内からの避難者につきましては、福島県からの要請に基づき、2世帯、3名の方に対しまして、市営住宅を応急仮設住宅として、無償で一時供与しています。供与期間は、令和3年3月31日までとなっています。

ただし、大熊町及び双葉町の供与期間につきましては、前回の入居者選考審議会の翌日でございます、令和2年8月25日付の福島県からの要請の通知に基づきまして、令和4年3月末までの延長が可能となりました。

避難者世帯の内訳につきましては、本文下の表のとおりでございますが、いずれも大熊町から避難されている方ですので、延長が可能ということで、この2世帯につきましては、既に延長の意向を確認できております。そのため、今後、延長の手続きを行ってまいります。

続いて、2の「コロナ禍により住居を失った方への支援について」ですが、令和2年4月に国から発出された通知に基づきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴い、解雇や収入の大幅な減少などにより、住まいの確保が困難となりました方を対象としまして、令和2年5月1日から市営住宅の一時提供を行っています。

その後、前回、令和2年8月の入居者選考審議会でもご報告させていただきましたとおり、当初は令和2年9月30日までとしていた申込受付期間を、今年度末の令和3年3月31日まで延長いたしました。

しかしながら、まだまだ終息が見通せない現下の状況を踏まえますと、さらなる延長が必要と考えまして、申込受付期間を再度延長したいと考えています。

また、一時提供の期間につきましても、現在、最長12か月としているところでございますが、国との調整結果を踏まえまして、延長したいと考えております。

資料には記載しておりませんが、提供期間及び申込受付期間のいずれにつきましても、さらに1年間の延長又は再延長を行いたいと考えています。必要な庁内手続きを経ましたうえ

で、2月中には広報させていただきたいと思っております。

この1番下には、参考資料としまして、提供状況をまとめた表を掲載させていただきました。今週初めの2月15日現在で、問合せは66件ございまして、これまで入居いただきました世帯の数、入居決定の欄になりますが、15件となっております。

なお、現在入居中の件数は14件ですが、入居決定の件数との差は、去る12月に退去された方が1件ありましたことによるものです。また、この既に退去された方も、結果としては1か月にも満たない形でしたけれども、当初の6か月間から期間を延長しております。現在入居中の14件のうち、6か月間の当初期限が到来した7件につきましては、全て延長申請をいただき、提供期間を延長しております。

先程もお伝えさせていただきましたように、提供期間につきましては、さらなる延長を行ってまいりますので、今後も引き続き、健康福祉局や区役所とも連携をとりながら、できる限り、親身に対応していきたいと考えています。

報告事項の説明は、以上でございます。

会長 説明が終わりましたので、質疑にはいたいと思います。「報告事項」について発言がございましたらお願いします。

はい、〇〇委員。

〇 〇 委員 最後に説明がございました、コロナ禍により住居を失った方への支援ですけれども、こちらの募集は通常の募集と違っていて、随時にされているかと思うのですが、最終的には、ご相談があって、申込みをしてから入居までの期間とか流れは、どのような形になるのでしょうか。

市営住宅課長 はい、まず募集については随時受け付けている形でございます。相談を受けて、用意した住宅の中からこういったところがよろしいのかを聞き取って、住宅を選んでいただいて、そのうえで庁内決裁などをして、だいたい2週間くらいで、なるべく迅速に提供を行っております。

〇 〇 委員 このコロナ禍で、食べる物にも困っているという人がいて、社協の方でも、だいぶご支援をしてくださって、住居を失った方も多いのですが、これを見ると桁が違うのではないかなと思うくらい少なく、なかなか情報が行き渡らないとか、あるいは、問合せも66件って多いとは言えないかなと思います。

今の2週間は役所的には決裁とかに必要なのかもしれない

んけど、やはりすぐにでも入れないと困るという方も中にはいらっしゃるかと思いますので、そのあたりのところ、親身な対応をしていただければと願っております。以上です。

市 営 住 宅 課 長 はい、2週間ということでお伝えしましたけれども、今係長に改めて状況を確認したところ、最短数日で許可を出したケースもあったということで、そのあたりのところは、迅速に引き続き対応したいと思っております。

あと、件数が思ったほど伸びていないというのは、我々も同じ様に考えておるのですが、やはり住居確保給付金の影響が大きく、住居確保給付金によって、今現在住んでいるところに引き続き住み続けられるとなった方が多く、そういったことから、一時提供住戸を50戸用意させていただいておりますけれども、現在このような状況に留まっているのかなと思っております。

会 長 その他ございますでしょうか。

はい、〇〇委員。

〇 〇 委 員 今回の部分でお聞きしたいのですが、何をもって一時使用を打ち切りにするのか、ある一定の判断によって、終了になった際に、職を失って住居が無い状況のままの方がいた場合、どうするのでしょうか。

家を失い、この制度によって入居されている方が、一時使用している状態で、市営住宅への申込みはできるのか、申込みできた場合、立て付けが全然違うので、引き続き住むために市営住宅を希望した時に、それが平等とか公平という観点から、どういう扱いになるのか、1回出て、また普通に抽選に当たるまでどこか自分で住居を探して、待たなくてはいけないのかなど、その先のことをかなり心配しているのですが、現時点で整理がつく範囲で構わないので、教えていただけるとありがたいです。

市 営 住 宅 課 長 はい、お答えさせていただきます。

まず、一時使用期限が切れた段階で、引き続きお仕事がないなどといった時にどうするのかについてですけれども、正直、市会でも、一時使用期間の延長なども考えてほしいという要望を受けまして、国とも調整しましたことから、今月末には先ほどお話ししましたとおり、アナウンスしていこうと思います。現在は1年間さらに延長することを考えている最中ですので、

その先のことについては、正直まだ考えておりませんが、先ほどお話ししましたとおり、こちらの一時提供については、住居確保給付金の関係もございませうことから、健康福祉局や区役所の生活支援課の方と情報を密にしながら進めております。今後とも連携しながら、制度などをご案内していくことになるかと思ひます。また、セーフティーネット住宅や、市営住宅への応募なども早めにご案内していきたいと思ひております。

なお、一時使用で入居している方の、市営住宅への申込みは、収入要件などの要件を満たしていただければ可能でございます。例えば、この後の4月募集を今日ご審議いただき、了解いただきましたとおりに行っていくわけでございますけれども、そちらの案内などを今入っている方々に差し上げたいと思ひます。その中で、現在は一時入居でございますから、市営住宅への本入居を希望されるのであれば申込んでください、というような案内を丁寧にしていきたいと思ひております。

会 長 はい、〇〇委員。

〇 〇 委 員 はい、そうですね。今のこの制度は有期限であるということ、すごく大きな違いがあると思ひておりますので、そこをご利用されている方にもご理解いただきつつ、しっかりと情報を提供して、先々まで安心できるような形で、引き続きお願いできればと思ひます。

会 長 他にありますか。

〇 〇 委 員 はい、〇〇委員。
説明をありがとうございます。

追加あっせんの実施状況について伺いたいと思ひます。今回行われて、3番のところに結果が出されているのだと思うのですが、単身世帯が結構多いなと感じます。以前から、駅から遠いとか、老朽化しているなどで、人気がない住宅での募集割れが繰り返してきていて、単身といつても、若年層であれば、自分で移動したりできるので、募集の枠を広げる話もしてきましたが、この単身世帯について、年齢は若年なのか高齢者なのかなど分かるのでしょうか。

市 営 住 宅 課 長 はい、お答えします。

まず、先生がお話しされましたのは、18ページの3番の表の一番右下の単身世帯のところかと思ひますが、こちらにつきましては、先ほどもお話ししましたが、全市区分もしくは行政区

単位区分で、いわゆる補欠当選された方のうち、単身世帯の方がこれだけあったという話でございます。

一方、上のところに追加あっせん対象住戸というのを載せさせていただきましたけれども、逆に、単身者が入居可能で募集割れとなった住宅については、5戸しかなかったという状況でございます。そのあたりのところについて、今回マッチングが、ミスマッチとなりそうだという話は出ておりますが、繰り返しになりますけど、最終結果が出るのが、3月末でございますので、今回の最終結果についてはまた次回、ご報告させていただきます。また、今回から始めたものでございますので、2、3回くらいは行わせていただいて、そのうえで、このミスマッチが続くような状況でしたら、またいろいろと考えたいと思います。

次に、単身者につきましては、若年単身の方は基本的には入居を認めていません。障害をお持ちであるなどの方についてはもちろん認めているのでございますが、基本的には市営住宅は、もともと世帯向けを対象に作られたものでございます。そのため、単身の方につきましては、高齢であるもしくは、障害をお持ちであるなどといった方々についてのみ、認めてきております。繰り返しになりますが、単身者の方が入居可能な住宅で、なおかつ募集割れを起こしたのが、他の住宅と比べて少ないことを鑑みますと、当面はこのままでいかないと思います。言い方が悪いですが、現在救ってきている方についても、正直競争が激しくなり救われなくなってしまうということも考えられますので、こちらにつきましては、当面の間、今のような形でいきたいと考えております。

会 長 その他ございますか。

はい、それでは、報告事項につきましては以上とさせていただきます。

続きまして次第 1 (6)「その他」について、何かございますか。

はい、〇〇委員。

〇 〇 委 員 今後のことで、ぜひ検討いただきたい件で、吉原課長とは時々お話しする申込の件ですが、今、規則で書類を市長に提出しなければならないと決められているので、書類での申込という形になっているかと思いますが、インターネットで申し込む

というのを、今後検討していかなくてはいけないのではないかと思います。他都市で、そういった取組みをしているところはあるのでしょうか。

市 営 住 宅 課 長 申し訳ございません。他都市のオンライン化などの状況について、把握はしておりません。

○ ○ 委 員 これからデジタル化も進む中で、市営住宅の申込なども、そちらの方向に行かなくてはいけないと思いますし、書類でもネット上からの申込でもどちらでも良いという形のあり方が望ましいかなと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。以上です。

会 長 はい、漆原部長。

住 宅 部 長 はい、○○委員からご指摘いただきまして、他都市の状況などを調べまして、そのあたりどのようなことができるのか、検討してまいりたいと思っております。

会 長 その他ございますでしょうか。

はい、○○委員。

○ ○ 委 員 ○○委員の申出に異議を申し立てるつもりはないのですが、市営住宅を申し込む方というのは、高齢の方であったり、障害のある方であったりするという時に、例えば、私も成年後見人に付いた方が、市営住宅に入居する必要がある場合などもあります。その際、私が代わりにウェブ手続きで申込みということができないかもしれないですが、他の方がお手伝いして手続きする時には、書面の方がやりやすいこともあります。なので、書面での提出という形はぜひとも残していただきたい、インターネット弱者が利用できる場所も残していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

会 長 はい、黒田局長。

局 長 ありがとうございます。

先ほどもお答えさせていただいておりますが、内部でも、どこまでできるかといった議論を、今すぐできるという話ではありませんが、進めているところでございます。

○○委員がおっしゃったように、やはり紙がベースであるお年寄りの方などについては、いきなりウェブに統一してしまっても無理な話だと思いますので、両方の手段でということになるかと思っています。ですが、なかなかこちらのシステムも簡単に変えられないなどという色々な問題はあります。

ただそちらの方向に向かって進んでいくという意思は我々も常に持っていますので、引き続き様々なご意見を頂戴しながら進めていきたいと思っております。

会

長 はい、その他につきまして、ございますか。

それでは他にご発言もないようですので、次第 1（6）「その他」につきまして、以上とさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。